

当座勘定規定

改定後	改定前
第 1 条(当座勘定への受入れ) (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第 1 条（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
第 7 条（手形、小切手の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第 7 条（手形、小切手の支払等） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
第 8 条（手形、小切手用紙等） (1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、 <u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>	第 8 条（手形、小切手用紙等） (1)当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、 当行が交付した用紙を使用してください。 (2)当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときには、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第 17 条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1)手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
第 18 条（線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届け出印の押なつ （または届け出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>	第 18 条（線引小切手の取扱い） (1)線引小切手が呈示された場合、その裏面に届け出印の押なつ （または届け出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。

小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> ＜中略＞ 8. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。</u> ＜中略＞ 8. <u>小切手用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> 9. 自署だけによるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。
約束手形用法 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 ＜中略＞ 8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	約束手形用法 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 ＜中略＞ 8. <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> 9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。
為替手形用法 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 ＜中略＞ 10. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	為替手形用法 3. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 ＜中略＞ 10. <u>手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> 11. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

当座勘定規定（専用約束手形口用）

改定後	改定前
第 1 条（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第 1 条（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
第 7 条（手形の支払） (1)この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第 7 条（手形支払） (1)この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。
第 8 条（手形用紙） (1)当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u>	第 8 条（手形用紙） (1)当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。
第 15 条（振出日、受取人記載もれの手形） (1)手形を振出す場合には、手形要件を記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときには、当行の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u>	第 15 条（振出日、受取人記載もれの手形） (1)手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
約束手形用法 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 ＜中略＞ 8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。	約束手形用法 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、 <u>できるだけ記入してください。</u> ＜中略＞ 8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。 9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。

当座勘定規定（家庭小切手口用）

改定後	改定前
第 1 条（当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、小切手、手形、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	第 1 条（当座勘定への受入れ） (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。
第 7 条（小切手、手形の支払等） (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第 7 条（小切手、手形の支払等） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。なお、届出の代理人が自己の名義で振出した小切手、約束手形または引受けた為替手形についても、この当座勘定から支払います。
第 8 条（小切手、手形用紙等） (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。<u>ただし、2026 年 9 月 30 日までに振り出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ 2026 年 9 月 30 日までに振り出された手形であることを確認してください。</u>	第 8 条（手形、小切手用紙等） (1) 当行を支払人とする小切手を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。なお、当店を支払場所とする約束手形を振出す場合も同様とします。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
第 17 条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） (1)小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載のないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>	第 17 条（振出日、受取人記載もれの小切手、手形） (1)小切手、手形を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、小切手要件、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。
小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振り出した場合</u>	小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

<u>は、当座勘定から支払いません。</u>	＜中略＞ <u>8. 小切手用紙は、当行所定の受取書に自署のうえ請求してください。</u>
約束手形用法 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 ＜中略＞ <u>8. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u>	約束手形用法 2. 手形のお振出しにあたっては、金額、住所、支払期日を明確に記入し、記名なつ印に際しては、当店へお届けのご印章を使用してください。住所の記載があれば振出地の記入は省略することができます。なお、改ざん防止のために消しにくい筆記具を使用してください。 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 ＜中略＞ <u>8. 手形用紙は、当行所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u> <u>9. 自署によるお取引の場合は、記名なつ印にかえ自署してください。ただし、記載事項の訂正には姓だけをお書きください。</u>

普通預金規定（決済用普通預金規定）

改定後	改定前
2（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。

貯蓄預金規定

改定後	改定前
2（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。<u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	2（証券類の受入れ） (1)この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。

納税準備預金規定

改定後	改定前
2（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> <u>また、振込金の入金記帳は振込通知受信の翌営業日以降とする場合があります。</u>	2（証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。為替による振込金も受入れます。 <u>ただし、振込金の入金記帳は振込通知受信の翌営業日以降とする場合があります。</u>

通知預金規定

改定後	改定前
4（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	4（証券類の受入れ） (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

定期預金規定集

改定後	改定前
1（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	1（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

積立定期預金等規定集

改定後	改定前
1（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u>	1（証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

外貨普通預金規定

改定後	改定前
3（口座への受入れ） (1)この預金に受入れできるものは次のとおりとします。 ①円貨 ②当店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収証	3（口座への受入れ） (1)この預金に受入れできるものは次のとおりとします。 ①円貨

(以下「証券類」という。)のうち当店で決済を確認したもの <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、受入れません。</u> ③為替による振込金 (2)外国通貨現金による預入れはできません。 (3)当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後受入れます。 この場合、特に費用を要するときは、当行所定の手数料をいただきます。 <u>なお、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (4)手形要件（特に振出日・受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものについては、当行の判断により受入れを拒絶することがあります。</u>	②当店を支払場所とする手形、小切手、配当金領収証（以下「証券類」という。）のうち当店で決済を確認したもの ③為替による振込金 (2)外国通貨現金による預入れはできません。 (3)当店以外を支払場所とする証券類は取立のうえ、決済を確認した後受入れます。この場合、特に費用を要するときは、当行所定の手数料をいただきます。 (4)手形要件（特に振出日・受取人）、小切手要件（特に振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。
--	--

代金取立規定

改定後	改定前
1（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。 <u>ただし、2026年9月30日を超えて振り出された、当行を支払場所とする手形または当行を支払人とする小切手については、取扱いをいたしません。</u>	1（取扱証券類） 手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入れができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。